

平成 29 年度 店舗誘致事業

旧北国街道沿い本町地区に店舗を開設する
事業者を募集しています。

小諸市ではまちなかの賑わい創出等のため、空き店舗等を活用して店舗を開設する事業者に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

【平成 29 年度補助対象区域及び業種】

- 1 本町地区旧北国街道沿い
- 2 空き店舗の紹介 (1) 旧富士美容室 (別紙 1 参照)
補助対象業種：飲食業 (喫茶店等の軽食)、
飲食料品小売業 (パン・菓子等)
油を大量に使う飲食店等は不可
営業可能時間：深夜営業は不可
家賃：15 万円/月 (別途駐車場 4 台分 2 万円/月)
契約月～開店までの期間は家賃 7 万 5 千円/月
敷金及び礼金：敷金は家賃の 1 か月分、礼金なし
(2) 旧柳沢理容室 (別紙 2 参照)
補助対象業種：飲食業 (喫茶店・レストラン等)、
飲食料品小売業 (パン・菓子等)
営業可能時間：不問
家賃：5 万円/月
敷金及び礼金：敷金は家賃の 1 か月分、礼金なし

【補助対象者】

- 1 市長が定める地域及び業種 (上記平成 29 年度補助対象区域及び業種の空き店舗の紹介に記した業種) を新規に出店する者
- 2 法人及び事業主に市町村税の滞納がない者
- 3 小諸市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない者

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
新規開設店舗の改修費等及び 広告宣伝費	補助対象経費の 1/2 以内。 ただし、200 万円を限度とする。

(注) 補助対象経費に消費税相当額は含まれません。

【補助要件】

- 1 空き店舗等とは別紙 1・2 の空き店舗をいいます。
- 2 補助金を受けるには小諸市補助金交付規則に規定されていることのほか次の事が条件になります。
 - (1) 店舗として 5 年以上活用すること。
 - (2) 風営法の許可又は届出が必要な事業でないこと。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としている事業でないこと。
 - (4) 公序良俗に反する等、市長が不適切と認める事業でないこと。
 - (5) まちづくり協定締結区域内のため、建物の外観が変わる場合は、地域の歴史・文化性を尊重し街並みや、景観形成に配慮すること。

【留意事項】

- 1 空き店舗の賃貸については家主と直接賃貸借契約を結んでください。
- 2 不動産会社を介しての契約になりますので契約手数料が必要になります。
- 3 空き店舗の改修の具体的内容については事前に家主と調整してください。
- 4 建物から撤去する場合は原状回復する義務があります。
- 5 賃貸借契約時に家賃保証保険及び借家人賠償責任保険に加入してください。

【募集期間】

平成 29 年 12 月 1 日（金）～平成 30 年 1 月 31 日（水）

【補助金交付件数】

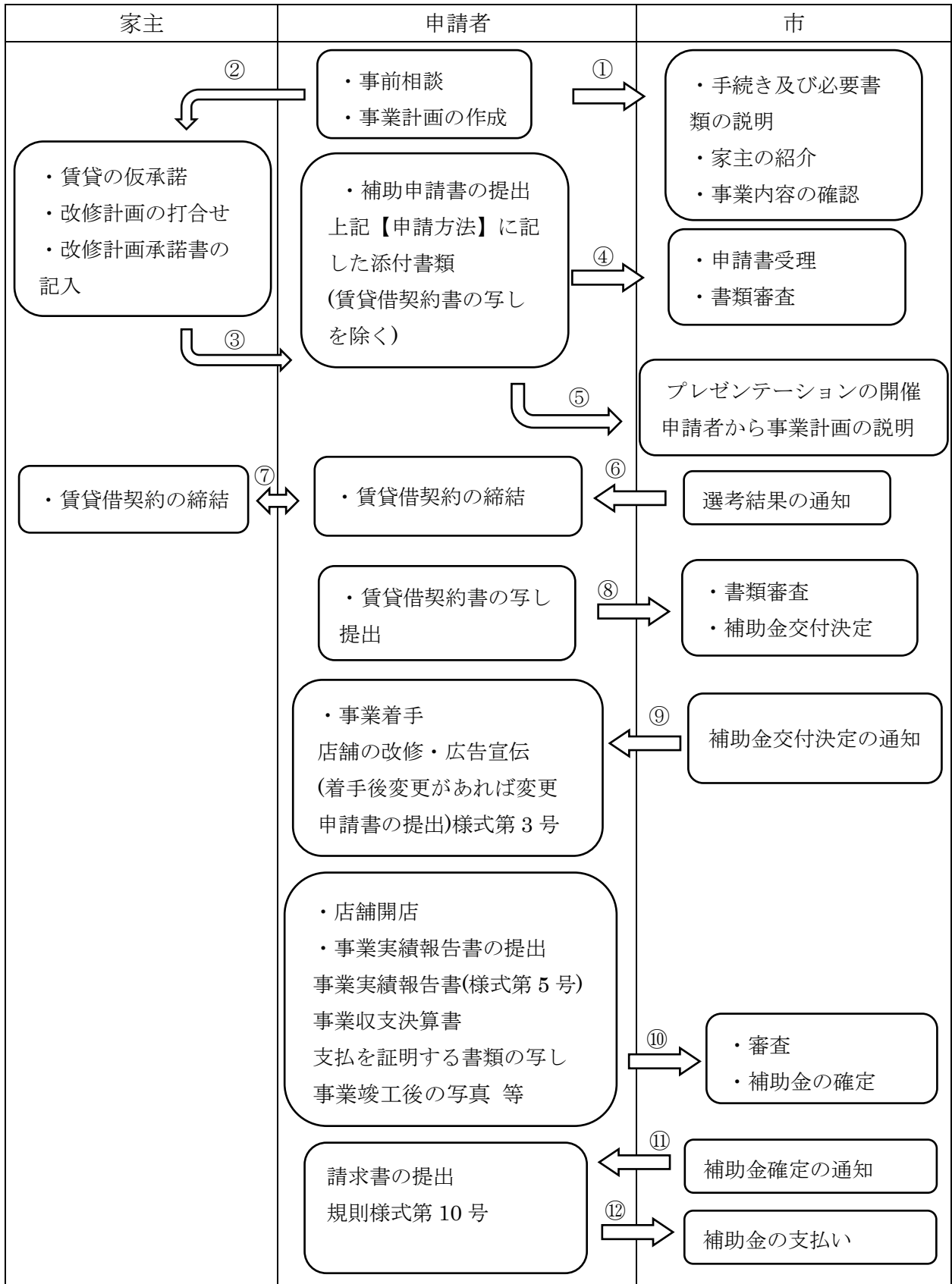
平成 29 年度 1 件

【申請方法】

補助金交付申請書（様式第 1 号）に以下の書類を添付して商工観光課に提出してください。

- 1 事業計画書
- 2 事業着工前の写真
- 3 収支予算書
- 4 空き店舗の賃貸契約書の写し（プレゼンテーション終了後に提出）
- 5 改修又は新築、広告宣伝に係る図面及び見積書
- 6 空き店舗の売買契約書の写し（プレゼンテーション終了後に提出）
- 7 法人又は事業主の市町村納税証明書
- 8 開業計画書
- 9 定款、規約その他これらに類するもの
- 10 その他市長が必要と認める書類（家主の改修承諾書等）

【交付決定までの流れ】



【問い合わせ】

〒384-8501 長野県小諸市相生町3-3-3
 小諸市役所 経済部 商工観光課 商工振興係
 電話 0267-22-1700 (内線 2212)